

日医発第 399 号（保 88）
平成 30 年 7 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

平成 30 年 6 月 29 日付け厚生労働省告示第 252 号をもって薬価基準及び揭示事項等告示の一部が改正され、同年 7 月 1 日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品「献血アルブミン 20「KMB」」等 4 品目が薬価基準の別表に収載されたものであります。

また、「献血アルブミン 20 “化血研”」等、旧名称の医薬品 4 品目が揭示事項等告示の別表 2 に収載され、経過措置品目（使用期限：平成 31 年 3 月 31 日まで）となっております。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌、9 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 官報（平 30. 6. 29 号外第 141 号 抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（平 30. 6. 29 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

○厚生労働省告示第二百五十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）並びに保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年七月一日から適用する。

平成三十年六月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後 改 正 前

別表
第1部～第8部 (略)

別表
第1部～第8部 (略)

第9部 追 補 (5)			(新設)	
品 注	名 称	規 格 単 位	薬 価 円	
(4)				
臍血アルブミン20	[K.M.B.]	20%20ml 1瓶	2,407	
臍血アルブミン20	[K.M.B.]	20%50ml 1瓶	4,257	
臍血アルブミン25	[K.M.B.]	25%50ml 1瓶	5,193	
臍血アロチロン注射液2500mg	[K.M.B.]	2.5g 50ml 1瓶 (溶解液付)	15,627	

第一條 (療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正)
 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前	
品 注	名 称	規 格 単 位		
別表第2				
第1部~第4部 (略)				
第5部 追 補 (2)			別表第2	
第1部~第4部 (略)			第1部~第4部 (略)	
(新設)				
(4)				
臍血アルブミン20	“化血研”	20%20ml 1瓶		
臍血アルブミン20	“化血研”	20%50ml 1瓶		
臍血アルブミン25	“化血研”	25%50ml 1瓶		
臍血アロチロン注射液2500mg	[化血研]	2.5g 50ml 1瓶 (溶解液付)		

事 務 連 絡
平成 30 年 6 月 29 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて事務連絡しましたのでお知らせいたします。

[別記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
独立行政法人 国立がん研究センター
独立行政法人 国立循環器病研究センター
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人 国立国際医療研究センター
独立行政法人 国立成育医療研究センター
独立行政法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康福祉機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合（47カ所）

財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房給与厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

事 務 連 絡
平成 30 年 6 月 29 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が平成30年厚生労働省告示第252号をもって改正され、平成30年7月1日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（注射薬4品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	10,499	3,923	2,375	28	16,825

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（注射薬4品目）について、掲示事項等告示の別表第2に収載することにより、平成31年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	215	88	48	0	351

(参考1)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	注射薬 献血アルブミン20「KMB」	人血清アルブミン	20%20mL 1瓶	2,407
2	注射薬 献血アルブミン20「KMB」	人血清アルブミン	20%50mL 1瓶	4,257
3	注射薬 献血アルブミン25「KMB」	人血清アルブミン	25%50mL 1瓶	5,193
4	注射薬 献血グロブリン注射用2500mg「KMB」	乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	2.5g 50mL 1瓶 (溶解液付)	15,627

掲示事項等告示

別表第2 (平成31年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1 注射薬	献血アルブミン20 “化血研”	人血清アルブミン	20%20mL 1 瓶
2 注射薬	献血アルブミン20 “化血研”	人血清アルブミン	20%50mL 1 瓶
3 注射薬	献血アルブミン25 “化血研”	人血清アルブミン	25%50mL 1 瓶
4 注射薬	献血グロブリン注射用2500mg 「化血研」	乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	2.5 g 50mL 1 瓶 (溶解液付)